(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町栃谷字鈴又一七五の一から一七五の七まで、一七五の一一、一七五の八（次の図に示す部分に限る。）、多気郡大台町小切畑字向井切五四六、五四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鈴又一七五の一・一七五の二・一七五の五から一七五の八まで・字向井切五四六・五四七（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県度会郡南伊勢町東宮字ヨコテ二二四四の一、松阪市飯高町森字笹平四四二、字平林谷四四三の二、四四四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヨコテ二二四四の一・字笹平四四二・字平林谷四四三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町田引字岩井谷一三八九、一三九〇、一三九二から一三九四まで、一三九六、一三九八、一三九九、一四〇〇の一、一四〇八、一四〇八の一、一四〇八の二、一四一二から一四一五まで、一四二四、一四二七、一四二八、一四二九の一、一四三〇、一四三二、一四三四、一四三四の一、一四四四、一四四五の二、一四四五の三、一四四五の五、一四四五の一〇、一四四五の一一、一四四五の一二、一四四五の一八、一四四五の三三、一四四五の四三、一四四五の四五、一四四七、一四五七、一四六〇、一四六四、一四六五、一四六八から一四七〇まで、一四七三から一四七七まで、一四〇二・一四〇五・一四〇七・一四五八・一四五九・一四六〇の一・一四六六・一四六七（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩井谷一四二四・一四四五の一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町大井字滝本谷六八七、七〇二、七〇四、字忠二ケ谷七五一の一、七五二から七五五まで、七五九から七六二まで、七六四の一、檜原字向仮屋六〇八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝本谷六八七・七〇四・字忠二ケ谷七五一の一・七五四・七六二・七六四の一・字向仮屋六〇八の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(二)　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町岩井字持山谷一四六の一一、一四六の一二、字石垣外一七七、一七七の一、一七八の一、一八三、一八三の一、一八四、一九三の一、字向大瀬二五一、二五八

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字持山谷一四六の一二・字石垣外一七七の一・一七八の一・一八三・一八三の一・一九三の一・字向大瀬二五一・二五八（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県伊賀市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）